

十日町地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について

1 改正の概要

南越後観光バス株式会社が令和8年4月1日付けで社名を「南越後交通バス株式会社」に変更したことにもない、規約に記載してある名称を変更するもの。

2 改正内容

上記概要のとおり、別表（第5条関係）を一部改正する。

3 添付資料

- ・十日町市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について（新旧形式）
- ・十日町市地域公共交通活性化協議会規約 改正後全文

十日町市地域公共交通活性化協議会規約の一部改正について (案)

十日町市地域公共交通活性化協議会規約の一部を次の表のように改正する。

(下線部分及び太線で囲まれた部分が改正箇所)

新			旧		
第1条～第15条 (略)			第1条～第15条 (略)		
附則 (略)			附則 (略)		
別表 (第5条関係)			別表 (第5条関係)		
区分		団体等	区分		団体等
(略)			(略)		
再生法第6条 第2項第2号 委員	公共交通事業者	越後交通株式会社	再生法第6条 第2項第2号 委員	公共交通事業者	越後交通株式会社
		南越後交通バス株式会社			南越後観光バス株式会社
		東頸バス株式会社			東頸バス株式会社
		十日町地区タクシー協会			十日町地区タクシー協会
		有限会社東部タクシー			有限会社東部タクシー
		東日本旅客鉄道株式会社			東日本旅客鉄道株式会社
	北越急行株式会社	北越急行株式会社			
道路管理者	新潟県十日町地域振興局	道路管理者	新潟県十日町地域振興局		
(略)			(略)		

附則

(施行期日)

- この規約は、令和8年6月11日から施行する。

(案)

十日町市地域公共交通活性化協議会規約

(設置)

第1条 この会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年5月25日法律第59号 以下「再生法」という。）第6条第1項の規定に基づき、十日町市地域公共交通計画（以下「計画」という。）の作成及び計画の実施に係る必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号 以下「運送法」という。）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他の旅客の利便の増進を図るため必要となる事項の協議を行うため、設置する。

(名称)

第2条 この会の名称は、十日町市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、新潟県十日町市千歳町3丁目3番地 十日町市役所内に置く。

(協議事項)

第4条 協議会は、次に掲げる事項を協議し、関係する事業を実施する。

- (1) 再生法に関すること。
 - ア 計画の作成及び変更に関すること。
 - イ 計画の実施に関すること。
- (2) 運送法に関すること。
- (3) その他協議会が必要と認めること。

(組織)

第5条 協議会は、別表に掲げる団体等を代表する者をもって組織する。

2 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監査員 2名

3 会長は、十日町市長をもって充てる。

4 副会長は、学識経験者をもって充てる。

5 監査員は、委員の互選により選任する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は妨げない。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 監査員は、協議会の会計を監査し、その結果を協議会の会議において報告する。

(会議の運営等)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合は、代理人を出席させることができることとし、代理人の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の決議方法は、出席委員の過半数の賛同をもって決定することとする。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

5 会議は、委員のほか、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

6 会議で決議した事項について、委員は、その結果を尊重しなければならない。

7 会議は、原則公開で行う。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。会議に関する情報は、十日町市のホームページ等を利用して公表する。

(分科会の設置)

第9条 協議会は、計画の検討及び実施に当たり、分科会を設置することができる。

2 分科会の名称、構成、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第10条 協議会は、協議会の運営に関する事務を行うため、十日町市総務部企画政策課内に事務局を置く。

2 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(経費)

第11条 協議会の経費は、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務)

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

2 各会計年度における歳出は、その年度の歳入をもって、これに充てなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第13条 報酬及び費用弁償の額及び支給方法等は、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第14条 協議会の決議に基づいて解散する場合は、委員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長が精算する。

(規約の変更等)

第15条 この規約を変更するときは、協議会の承認を得なければならない。

2 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

附 則

この規約は、令和4年3月29日から施行する。

この規約は、令和8年6月11日から改正施行する。

別表（第5条関係）

区分		団体等
再生法第6条第2項 第1号委員	計画作成市町村	十日町市
再生法第6条第2項 第2号委員	公共交通事業者	越後交通株式会社
		南越後交通バス株式会社
		東頸バス株式会社
		十日町地区タクシー協会
		有限会社東部タクシー
		東日本旅客鉄道株式会社
		北越急行株式会社
道路管理者	新潟県十日町地域振興局	
再生法第6条第2項 第3号委員	公安委員会	十日町警察署
	利用者	十日町市地域自治組織連絡協議会
		公募委員
	学識経験者	長岡技術科学大学
	その他必要と認める者	十日町商工会議所
		十日町市商工会連絡協議会
		十日町市老人クラブ連合会
		十日町市地域自立支援協議会
		新潟県立十日町高等学校 PTA
		新潟県立十日町病院
		社会福祉法人十日町市社会福祉協議会
		一般社団法人十日町市観光協会
		新潟県交通運輸産業労働組合
国土交通省北陸信越運輸局		
国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局		
新潟県十日町地域振興局		